

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和3年11月30日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年12月28日

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 山形市監査委員 | 玉 | 田 | 芳 | 和 |
| 同 | 村 | 山 | 秀 | 幸 |
| 同 | 菊 | 地 | 健 | 太郎 |
| 同 | 武 | 田 | | 聡 |

生 福 第 8 5 0 号

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘 印

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和 3 年 1 1 月 3 0 日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

| 団体名及び 所管部課名 | 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|--|---|
| 社会福祉法人 山形市社会 福祉事業団 | 指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する 事項があったので、適切な措置を講じ られたい。 | |
| 福祉推進部 生活福祉課、 長寿支援課、 障がい福祉 課 | 1 銅町デイサービスセンターの施 設管理において、消防法に定める火 災通報装置の点検結果について、消 防長への報告がされていなかった。 (山形市社会福祉事業団) | 1 今後、消防法に定めるとおり報告 するよう指導しました。 |
| こども未来 部 家庭支援課 | 2 山形学園の会計経理事務におい て、職員の時間外勤務手当の支給額 に誤りがあった。(山形市社会福祉 事業団) | 2 時間外勤務手当の過小支給につ いては、速やかに支給すること及 び、指摘のあったもの以外に誤りが ないか確認するよう指示いたしま した。今後同様のことが生じること のないよう、原因を探り対策を講じ ることを指導いたしました。 |